

平成29年3月31日
関東東北産業保安監督部

鉱山保安法第47条第1項の規定に基づく報告の徴収について

新潟製油新発田鉱山（鉱種：石油・可燃性天然ガス）において、平成29年2月27日に発見された石油等の湧出について関東東北産業保安監督部が立入検査を実施した結果、同鉱山の鉱業権者である新潟製油株式会社（法人番号7110001003843）に対して、鉱山保安法（昭和24年法律第70号（以下「法」という。））第8条第2号に規定される鉱害を防止するための措置を確認する必要があると認めましたので、法第47条第1項の規定に基づき報告を求めました。

1. 新潟県の新潟製油新発田鉱山（鉱種：石油・可燃性天然ガス）において、平成29年2月27日に石油等の湧出が発見されました。
2. 当部が、同鉱山に対し特別検査を行った結果、休止井の坑口が開放されていたため、石油等の湧出に至ったことが判明しました。
3. このため、当部は、同鉱山の鉱業権者に対して、法第8条第2号に規定する鉱害を防止するための措置を確認する必要があると認められましたので、法第47条第1項の規定に基づき報告を求めました。

（本発表資料のお問い合わせ先）

関東東北産業保安監督部 鉱害防止課長 柏木 広憲

担当者：橋本、田中

電話：048-600-0447